

## 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険について

学生生活において、思わぬ怪我や事故が発生する可能性もあり、また学外実習先の実習生受け入れ条件にも保険加入が要望されていますので、本学では学生の教育研究中の災害事故に対する、全国的な補償救済制度である、公益財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険」に加入しております。（但し、専攻科の学生は除く）

なお、保険料は、学生の委託徴収金として納めていただきます。

### <学生教育研究災害傷害保険（通学中等担保特約付）>2,000万円コース

#### 1. 保険金が支払われる場合

(1) 本学の教育研究活動中急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。

「教育研究活動中」とは次の場合を指します。

##### ①正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」と称します。）を受けている間を指し、次に掲げる間を含みます。

イ. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。

ただし、専ら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

ロ. 指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間または、授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

##### ②学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

##### ③①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

##### ④学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。

ただし山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

(2) 上記の他、通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に身体に傷害を被ったとき保険金が支払われま

##### ①通 学 中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

##### ②学校施設等相互間の移動中

合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、大学が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

## 2. 保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転・酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

なお、飲酒による急性アルコール中毒症など急激・偶然・外来の条件を充足しない事故も対象となりません。

## 3. 保険金の種類と金額

事故発生時の活動の種別			治療日数	医療保険金	+ 入院 した 場合	入院加算金 (180日限度)	
正課中・学 校行事中	(対象外)	(対象外)	1日～3日	3,000円		+ 入院 した 場合	入院1日につき 4,000円
	通学特約加 入者の通学 中・学校施 設等相互間 の移動中	左記以外で 学校施設内 にいる間・ 学校施設外 での課外活 動(クラブ 活動)中	4日～6日	6,000円			
			7日～13日	15,000円			
			14日～29日	30,000円			
			30日～59日	50,000円			
			60日～89日	80,000円			
			90日～119日	110,000円			
			120日～149日	140,000円			
			150日～179日	170,000円			
			180日～269日	200,000円			
270日～	300,000円						

※正課中・学校行事中は、1日目から医療保険金と入院加算金の支払対象となります。

## 4. 保険料と保険期間 (保険期間は所定の修業年限にあわせませす)

種別	保険期間	保険料
通学中等傷害危険担保特約付帯コース	2年間	1,750円

## 5. 保険金支払例

### ①教育研究活動中

(単位：円)

	内 容	保険金
正 課 中	授業でポートボールの試合中、他の学生とぶつかり目の上部分を挫傷した	3,000
	病院で動作介助実習中、バランスを崩し腰を痛め急性腰痛症になった	6,000
	給食管理実習中、スライサーで野菜を切っていた際に小指の先端を切った	15,000
	ボランティア活動中、荷物が足に落下し足の指を骨折した	30,000
	会議の打ち合わせをしながら食事をしていた際に急性食中毒になった	3,000
学校行事中	入学式の際に会場ホール内で転倒し膝に切傷を負った	15,000
	大学祭の模擬店で揚げ物をしている際にフライヤーに腕が当たり火傷した	3,000
	大学祭で店番中、胸が苦しくなり吐き気が生じた	3,000
上記以外で 学校施設内 にいる間	帰宅中、学内の階段から転倒し両足を骨折した	308,000
	自主トレーニング中、ベンチプレスを持ち上げた際に肩を捻挫した	30,000
学校施設外 で大学に届 け出た課外 活動を行っ ている間	少林寺拳法部の試合中、足が相手の胴衣にひっかかり足の指を脱臼した	62,000
	ソフトボールの部活中、ボールを追いかけようとしている際に足を捻挫した	50,000
	テニス部の練習試合中、脱水症状となった	16,000

## ②通学中担保特約

通 学 中	実習先へ行く途中、バスから降りた際に後ろから自転車に追突され顔から転倒し挫傷を負った	27,000
	母親の運転する車に同乗し通学中、車に追突され首と肩を捻挫した	80,000
	バス降車時、足を捻り靭帯を断裂した	140,000
学校施設等相互間の移動	キャンパス間を自転車で移動中、坂道で転倒し胸・腹・背中に創傷を負った	15,000
	大学からサークル活動先に自転車で向かう途中、交差点で車と衝突し顔面を骨折し局部に神経症状の後遺障害を負った	722,000

## < 学生教育研究賠償責任保険 > (学研災付帯賠償責任保険)

国内外において、学生が正課、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

### ①保険料と保険期間 (保険期間は所定の修業年限にあわせて)

内 容		保険期間	保険料
A コース	対人賠償と対物賠償を合わせて1事故につき1億円限度(免責金額0円)日本国内外の事故を担保	2年間	680円

### ②保険金支払例

(単位：円)

正 課 中	フットサルの授業中、蹴ったボールが体育館の天井に挟まり取れなくなった	167,000
	授業中、トイレに行こうとした際に手がドアに当たりガラスを破損した	16,000
学校行事中	野球大会中、打ったボールが排水ポンプ制御室のガラスを割った	34,000
	大学祭終了後、コードリールにブルーシートをかけて置いていたところ、返却時にブルーシートのペンキ汚れが付着していた	34,000
インターンシップ中	反省会の席上で、立っていた被保険者がバランスを崩し、隣にいた学生の足の指を踏み骨折させた	23,000
介護体験活動中	車椅子体験中、下りスロープ進行中にブレーキ操作を誤り壁に衝突し、ステップ部分を破損した	38,000
教育実習中	実習先の幼稚園で発表会の楽器や大道具を運搬中、木管楽器を地面に落下させ修理が必要になった	8,000
	実習先のパソコンを壊し、修理費用を負担した	95,000
保育実習中	実習先の保育園にて、扇風機の掃除をした際に留め具の部分がうまく回らずに破損した	7,000
ボランティア活動中	竹林の整備中、伐採した竹の枝が通行中の車の屋根に当たり傷をつけた	139,000